

燃料電池自動車タクシー運行事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宮城県（以下「県」という。）は、燃料電池自動車の県民利用機会の拡大等を図るため、一般乗用旅客自動車運送事業者である法人（以下「タクシー事業者」という。）が行う燃料電池自動車によるタクシー運行事業（以下「タクシー運行事業」という。）に要する経費について、当該タクシー事業者に対し、予算の範囲内において燃料電池自動車タクシー運行事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって発電した電気により駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に燃料が圧縮水素であることが記載されているもの。
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (3) 県導入補助金 県が実施する燃料電池自動車タクシー導入促進事業費補助金

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県導入補助金の交付決定を受けて導入した車両を使用してタクシー事業者が行うタクシー運行事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の申請を行うことができる者は、前条の補助事業を実施するタクシー事業者であって、県導入補助金の交付決定を受けた者とする。

- 2 全ての県税に未納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、タクシー運行事業に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、別表第2に掲げる経費（以下「補助対象外経費」という。）を除く。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、申請のあった日の属する年度内とする。

- 2 前項において、同一車両における補助対象期間の合計は、当該車両の登録年月日の属する月から起算して36か月を超えない範囲とする。
- 3 前項に掲げる補助対象期間の合計である36か月間において、当該車両は原則として継続運行するものとする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に交付する補助金の額は、次の各号により算定した額の合計額とする。ただし、算定された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、補助上限額は1,200千円とする。

(1) 架装費

補助対象経費のうち、別表第1に掲げる、架装費用に3分の1を乗じた額とする。ただし、補助上限額は200千円とする。

(2) 運用費

補助対象経費のうち、次のイ、ロにより算定した額の合計額とする。ただし、補助上限額は1,000千円とする。

イ 消耗品及びメンテナンス費

別表第1に掲げる、消耗品及びメンテナンス費用の合計のうち300千円（以下「補助算定基準額」という。）を上回る額とする。ただし、申請年度において補助対象期間が12か月に満たない場合の補助算定基準額は、月割りで算定する。

ロ 広報及び普及啓発費

別表第1に掲げる、広報及び普及啓発費用に2分の1を乗じた額とする。

2 前項第2号において、同一車両における前年度までの補助金の交付額と、当該年度の補助金の交付の申請額の合計は3,000千円を超えない範囲とする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

2 前項において、同一車両における補助対象期間の合計が36か月を超えない範囲かつ、前年度までの当該補助金交付額と、当該年度の補助金交付申請額の合計が3,000千円を超えない範囲で、各年度1回に限り補助金の交付を申請することができる。ただし、前条第1項第1号の架装費は、当該車両の登録年月日の属する年度に限り補助金の交付を申請することとする。

3 規則第3条第2項の規定により添付しなければならない書類は、別表第3に掲げるとおりとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の総額の20%以内の減少にあっては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了日から起算して30日以内の日又は交付の決定のあつた日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、規則第12条第1項の補助事業実績報告書を提出するものとする。

2 前項の補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとし、添付書類は、別表第4のとおりとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要綱の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、この要綱若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかつたとき。

2 知事は、前項による取消しをしたときは、補助事業者に通知するものとし、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金等の返還)

第13条 補助事業者は、知事が前条第1項の規定による取消しをした場合において、知事の命令があつたときは、知事が定める期日（以下「返還期限」という。）までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(加算金)

第14条 補助事業者は、第12条第2項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合であつて、知事の請求があつたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(延滞金)

第15条 補助事業者は、第13条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを返還期限までに納付しなかった場合であつて、知事の請求があつたときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(県の実施する普及啓発活動への協力)

第16条 補助事業者は、県が実施する燃料電池自動車等に係る普及啓発活動に協力するよう努めるものとする。

(暴力団の排除)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 補助事業者が、暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号。以下「排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は補

助事業者に係る役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員（排除条例第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 知事は、必要に応じ補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを宮城県警察本部長に対して照会することができる。

3 知事は、補助事業者が、第1項各号のいずれかに該当すること又は該当するに至ったことが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分に関しては、第12条から第15条の規定を準用する。

(書類の提出部数)

第18条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各1部とする。

(書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月23日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表第1（第5条関係）

事業区分		補助対象経費
架装費		<ul style="list-style-type: none"> ドアの自動化改造に要する経費 車体のラッピングに要する経費（水素エネルギーの普及啓発に資する部分のみ）
運用費	消耗品及びメンテナンス費	<ul style="list-style-type: none"> タクシー営業に必要となる夏タイヤ購入、冬タイヤ購入、交換用ホイール購入、車検及び法定点検に要する経費
	広報及び普及啓発費	<ul style="list-style-type: none"> 燃料電池自動車タクシーを導入し運行していることを広く周知する取組に要する経費 燃料電池自動車タクシーへの乗車機会を増やす取組に要する経費 乗客が水素エネルギーや燃料電池自動車への理解を深めるための取組に要する経費 その他普及啓発事業に要する経費

別表第2（第5条関係）

事業区分		補助対象外経費
架装費		・消費税及び地方消費税
運用費	消耗品及びメンテナンス費	<ul style="list-style-type: none"> 消費税及び地方消費税 自動車損害賠償責任保険料 自動車重量税 印紙代（登録・検査手数料）
	広報及び普及啓発費	・消費税及び地方消費税

別表第3 添付書類（第8条第3項関係）

番号	必要書類	様式等
1	事業計画	別記様式1
2	各事業に係る見積書の写し	
3	誓約書	別記様式2
4	登記事項証明書（全部事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書））《原本》※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。	
5	県税納税証明書《原本》 ※申請日時点で、直近の納税を証明したものに限る。	

別表第4 添付書類（第10条第2項関係）

番号	必要書類	様式等
1	事業実績	別記様式3
2	各事業に係る納品書、請求書及び支払証拠書類の写し	
3	県導入補助金の交付決定を受けて導入した燃料電池自動車の自動車検査証の写し	

4	振込先口座が確認できる書類（預金通帳等）の写し	
---	-------------------------	--